

3 月定例教育委員会 (議 題)

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| ① 佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件（総務課） | ・・・ P 1 ～ P 1 |
| ② 佐世保市立学校物品会計規則の一部改正の件（総務課） | ・・・ P 2 ～ P 4 |
| ③ 佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件（総務課） | ・・・ P 5 ～ P 7 |
| ④ 佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件（学校教育課） | ・・・ P 8 ～ P 10 |
| ⑤ 佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件（学校保健課） | ・・・ P 11 ～ P 13 |

佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件

佐世保市教育委員会事務局処務規程（昭和 2 9 年教育委員会規則第 2 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
第 1 5 条 <u>削除</u>	<u>（起案の方法）</u> 第 1 5 条 <u>財務に関するものは、すべて総務課長に合議しなければならない。</u>

（施行期日）

令和 7 年 4 月 1 日

（提案理由）

佐世保市教育委員会事務局処務規程について、実務上の手続きに合わせた文言の整備を行うため提案するものです。

佐世保市立学校物品会計規則の一部改正の件

佐世保市立学校物品会計規則（昭和 4 9 年規則第 9 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
（物品の保管転換） 第 1 3 条 学校長等は、保管中の物品を他の市立学校等に移す（以下「保管転換」という。）ときは、<u>物品所管換調書</u>により総務課長に報告し、承認を受けなければならない。 （様式） 第 2 0 条 この規則の施行について必要な次の各号に掲げる書類及び帳簿等の様式は、教育長が別に定める。 （1）～（7） （略） <u>（8） 物品所管換調書</u>	（物品の保管転換） 第 1 3 条 学校長等は、保管中の物品を他の市立学校等に移す（以下「保管転換」という。）ときは、<u>物品保管転換書</u>により総務課長に報告し、承認を受けなければならない。 （様式） 第 2 0 条 この規則の施行について必要な次の各号に掲げる書類及び帳簿等の様式は、教育長が別に定める。 （1）～（7） （略）

(施行期日)

令和 7 年 4 月 1 日

(提案理由)

佐世保市立学校物品会計規則に規定する物品の保管転換に係る様式を新たに定めるため提案するものです。

物 品 所 管 換 調 書 (物品所管換通知書)								
年度								
市長	副市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	担当
移管元				移管先				
物品管理者	課長補佐	係長	担当	物品管理者	課長補佐	係長	担当	
所管換実施日	99年99月99日							
所管換元情報				所管換先情報				
所属								
No.	区分／番号	品 名	規 格	取得年月日	取得価格（円）	設置場所		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
事 由 上記の物品を所管換しました。 年 月 日 払出側 出納員 受入側 出納員								
注 本書は払出側において2部複写し、処理後双方1部ずつ保管すること 伝票番号								

佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件

佐世保市奨学基金条例施行規則（平成 1 2 年教育委員会規則第 3 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後		改正前	
(貸付又は給付金額等)		(貸付又は給付金額等)	
第 4 条 奨学金の貸付又は給付金額は、次のとおりとし、その人員は予算の範囲内で教育委員会が定めるものとする。		第 4 条 奨学金の貸付又は給付金額は、次のとおりとし、その人員は予算の範囲内で教育委員会が定めるものとする。	
奨学金の種類	貸付又は給付金額	奨学金の種類	貸付又は給付金額
1 勇寿奨学基金	<u>月額 2 万円、3 万円、4 万円から選択</u>	1 勇寿奨学基金	<u>月額 1 万 2,000 円（ただし、私立の高等学校等は月額 2 万円）</u>
2 木村奨学基金		2 木村奨学基金	<u>月額 2 万円</u>
(略)		(略)	
4 辻奨学基金	<u>月額 2 万円、3 万円、4 万円から選択</u>	4 辻奨学基金	<u>月額 1 万 2,000 円（ただし、私立の高等学校等は月額 2 万円）</u>
5 帖佐奨学基金		5 帖佐奨学基金	<u>月額 2 万円、3 万円、4 万円から選択</u>
6 金子奨学基金		6 金子奨学基金	<u>月額 1 万 2,000 円（ただし、私立の高等学校等は月額 2 万円、大学等は月額 2 万円、3 万円、4 万円から選択）</u>

改正後			改正前		
7	恭暢奨学基金		7	恭暢奨学基金	<u>月額1万2,000円（ただし、私立の高等学校等は月額2万円、大学等は月額2万円、3万円、4万円から選択）</u>
8	渌学育英奨学基金		8	渌学育英奨学基金	<u>月額1万2,000円（ただし、私立の高等学校等は月額2万円、大学等は月額2万円、3万円、4万円から選択）</u>
9	一般奨学基金		9	一般奨学基金	<u>月額1万2,000円（ただし、私立の高等学校等は月額2万円、大学等は月額2万円、3万円、4万円から選択）</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、この規則の施行日以後に貸付決定した奨学金から適用し、同日前までに貸付決定した奨学金については、なお従前の例による。

（提案理由）

佐世保市奨学金のうち、高等学校等の貸付金額を現在の公立学校月額1万2千円、私立学校月額2万円から公立学校・私立学校問わず、月額2万円、3万円、4万円からの選択制に見直すため提案するものです。

長崎県各市町で実施している奨学金一覧について

奨学金名称	貸与/給付	高等学校等貸与月額（給付）	貸与/給付	大学等貸与月額（給付）
佐世保市奨学金	貸与	高校・・・公立、高専 12,000円 高校・・・私立 20,000円	貸与	大学等・・・20,000円 30,000円 40,000円（選択）
長崎市奨学金	貸与	高校・・・10,000円	貸与	大学、短大、高専・・・25,000円
島原市奨学金	貸与	高校・・・15,000円		
諫早市奨学金	貸与	高校・・・10,000円 20,000円（選択）	貸与	大学等・・・10,000円 20,000円 30,000円（選択）
大村市奨学金	貸与 給付	高校・・・10,000円 20,000円 30,000円（選択） 制度あり		
平戸市奨学金貸付基金	貸与	高校・・・10,000円 20,000円 30,000円（選択）	貸与	大学等・・・20,000円 30,000円 40,000円 50,000円 60,000円（選択）
松浦市奨学金（奨学金）	貸与	高校・・・15,000円	貸与	大学・・・30,000円
対馬奨学金	貸与	高校・・・18,000円以内（自宅通学） 23,000円以内（自宅外通学）	貸与	大学・・・50,000円以内
壱岐市奨学金	貸与	高校・・・10,000円以内	貸与	大学等・・・37,000円以内
五島市奨学金	貸与	高校・・・23,000円以内	貸与 給付	大学・・・40,000円 大学・・・20,000円
西海市奨学金貸付基金	貸与	高校・・・公立20,000円（自宅） 25,000円（自宅外） 高校・・・私立25,000円（自宅） 30,000円（自宅外）	貸与	大学等・・・公立30,000円（自宅） 35,000円（自宅外） 大学等・・・私立35,000円（自宅） 40,000円（自宅外）
雲仙市奨学金	貸与	高校・・・12,000円以内 高専・・・15,000円以内	貸与	大学等・・・20,000円以内
南島原市奨学金	貸与	高校・・・30,000円以内	貸与	大学・・・50,000円以内
長与町奨学金貸付制度	貸与	高校・・・公立15,000円 高校・・・私立25,000円	貸与	大学等・・・公立25,000円 大学等・・・私立35,000円
時津町奨学金貸付制度	貸与	高校・・・15,000円 20,000円 30,000円（選択）	貸与	大学等・・・公立15,000円 20,000円 25,000円（選択） 大学等・・・私立25,000円 30,000円 35,000円（選択）
東彼杵町奨学金貸付制度	貸与	高校・・・10,000円以内	貸与	大学等・・・20,000円以内
川棚町奨学金	貸与	高校・・・10,000円	貸与	大学等・・・18,000円
波佐見町奨学金	貸与	高校・・・10,000円	貸与	大学等・・・20,000円
小値賀町奨学金	貸与	西高校・・・12,000円 他高校・・・17,000円	貸与	大学等・・・30,000円
佐々町奨学金	貸与	高校・・・10,000円	貸与	大学等・・・20,000円
新上五島町奨学金	貸与	高校・・・18,000円	貸与	大学・・・30,000円 大学（医・歯）・・・40,000円

公益社団法人 長崎県育英会が実施する奨学金

奨学金名称	貸与/給付	高等学校等貸与月額（給付）	貸与/給付	大学等貸与月額（給付）
高校等（予約・在学採用等）	貸与	月額 10,000円 20,000円 30,000円 35,000円（選択）		
交通通児等（予約・在学募集）	貸与	高校・・・月額 10,000円 20,000円 30,000円 35,000円（選択）	貸与	大学・・・国公立35,000円 私立41,000円

※佐世保市のように高校生への貸付を公立・私立で分けている自治体は2市町であり、その他は同額。

今年度から大学生等向けの貸付金を増額したが、申請者4名中4名が最高額の40,000円を選択したことから貸付額の増額はニーズがあると判断。

8割ほどの学生が高等学校授業料無償化の対象となっているため、公立・私立を区別する必要がないと判断し、大学等貸付金と同様に月額20,000円、30,000円、40,000円の選択制とする。

公立・私立高等学校等への貸付金額見直しについて

変更前（R6度）

佐世保市奨学金	貸与	高校・・・公立、高専 12,000円 高校・・・私立 20,000円	貸与	大学等・・・20,000円 30,000円 40,000円（選択）
---------	----	---------------------------------------	----	-----------------------------------

変更後（R7度）

佐世保市奨学金	貸与	高校・・・20,000円 30,000円 40,000円（選択）	貸与	大学等・・・20,000円 30,000円 40,000円（選択）
---------	----	----------------------------------	----	-----------------------------------

佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件

佐世保市立幼稚園条例施行規則（昭和 4 3 年教育委員会規則第 3 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前								
附 則 1 ～ 6 （略） <u>（令和 7 年度に実施する幼稚園給食に関する特例措置）</u> <u>7 令和 7 年度に実施する幼稚園給食に対する給食費の額は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。</u> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">給食費（月額）</th></tr> <tr> <td colspan="2">3,700円</td></tr> <tr> <th>うち主食費</th><th>うち副食費</th></tr> <tr> <td>750円</td><td>2,950円</td></tr> </table> <u>8 前項の場合において、第22条第 2 項各号に掲げる事由のあった月の給食費の額は、前項の表に定める月額に当該月の開園日数から第22条第 2 項各号に掲げる事由により給食の提供が行われない日数を除いた日数を乗じ、20日で除した額（前項の表の</u>	給食費（月額）		3,700円		うち主食費	うち副食費	750円	2,950円	附 則 1 ～ 6 （略）
給食費（月額）									
3,700円									
うち主食費	うち副食費								
750円	2,950円								

月額を上限とする。)とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第1（第22条関係）

給食費（月額）	
4,000円	
うち主食費	うち副食費
750円	3,250円

別表第2（第25条関係）

給食費（月額）	給食費（1食単価）
4,000円	240円

別表第1（第22条関係）

給食費（月額）	
3,700円	
うち主食費	うち副食費
700円	3,000円

別表第2（第25条関係）

給食費（月額）	給食費（1食単価）
3,700円	220円

（施行期日）

令和7年4月1日

（提案理由）

公立幼稚園の給食費において、昨今の物価高騰の影響により幼稚園給食に要する食材価格も高騰していることから、幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者及び職員等から徴収する給食費の額を令和7年度から改定をし、保護者の負担軽減を目的に、令和7年度については、幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者に限り、特例措置を設けるため提案するものです。

令和 7 年度幼稚園給食費について

1. 幼稚園給食に要する食材費の高騰に伴い、幼稚園給食費の額の増額改定を行います。なお、園児については、保護者の負担軽減を図るため、その一部を公費負担（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）とします。

1) 幼稚園給食費の額の改定

・改定前（令和 6 年度：220 円（3,700 円））⇒ 改定後（令和 7 年度：240 円（4,000 円））

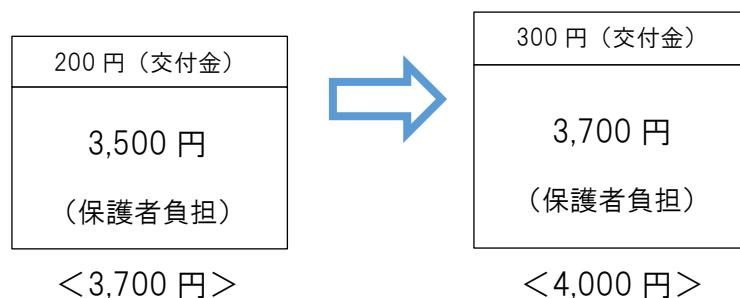
うち主食費	うち副食費
700 円	3,000 円

うち主食費	うち副食費
750 円	3,250 円

2) 令和 7 年度に実施する幼稚園給食に関する特例措置

学校給食の提供を受ける園児の保護者については、その一部を公費負担とします。

<幼稚園・月額>



佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件

佐世保市学校給食に関する条例施行規則（令和 4 年教育委員会規則第 6 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
（学校給食費の無償化の対象） 第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める者は、中学校第 2 学年、第 3 学年、<u>義務教育学校第 8 学年及び第 9 学年</u>の生徒の保護者とする。ただし、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する振替による場合は、この限りでない。 附 則 （施行期日） 1 ・ 2 （略） <u>（令和 7 年度に実施する学校給食に関する特例措置）</u> 3 <u>令和 7 年度に実施する学校給食に対する学校給食費の額は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者に限り、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。この場合において、同表の各区分に応じた月割額を、別表第 2 の各期別において納付する額とする。</u>	（学校給食費の無償化の対象） 第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める者は、中学校第 3 学年<u>及び義務教育学校第 9 学年</u>の生徒の保護者とする。ただし、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する振替による場合は、この限りでない。 附 則 （施行期日） 1 ・ 2 （略）

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	<u>4,720円</u>	<u>270円</u>
中学校及び義務教育学校後期課程	<u>5,580円</u>	<u>330円</u>

別表第1

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	<u>5,240円</u>	<u>300円</u>
中学校及び義務教育学校後期課程	<u>6,260円</u>	<u>370円</u>

別表第1

区分	月割額	1食単価
小学校及び義務教育学校前期課程	<u>4,630円</u>	<u>265円</u>
中学校及び義務教育学校後期課程	<u>5,500円</u>	<u>325円</u>

(施行期日)

令和7年4月1日

(提案理由)

令和7年度から、市立の中学校第2学年、第3学年、義務教育学校第8学年及び第9学年の学校給食費を無償化するため。また、昨今の物価高騰の影響により学校給食に要する食材価格も高騰していることから、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者、教職員等から徴収する学校給食費の額を改定し、なお、保護者の負担軽減を目的に、令和7年度については、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者に限り、特例措置を設けるため提案するものです。

令和 7 年度学校給食費について

1. 学校給食費の無償化の対象

令和 6 年度から実施している中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年に加え、令和 7 年度は中学校第 2 学年及び義務教育学校第 8 学年まで対象を拡大します。

2. 学校給食に要する食材費の高騰に伴い、学校給食費の額の増額改定を行います。なお、児童及び生徒については、保護者の負担軽減を図るため、その一部を公費負担（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）とします。

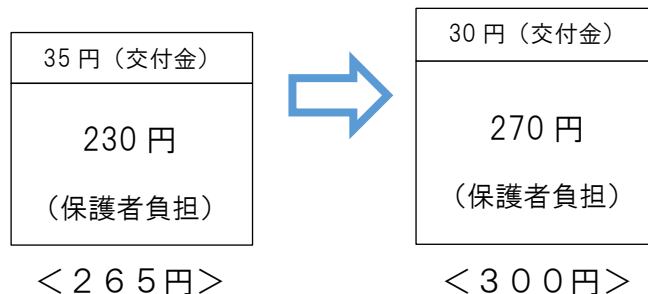
1) 学校給食費の額の改定

- ・ 小学校 改定前（令和 6 年度：265 円（4,630 円））⇒ 改定後（令和 7 年度：300 円（5,240 円））
- ・ 中学校 改定前（令和 6 年度：325 円（5,500 円））⇒ 改定後（令和 7 年度：370 円（6,260 円））

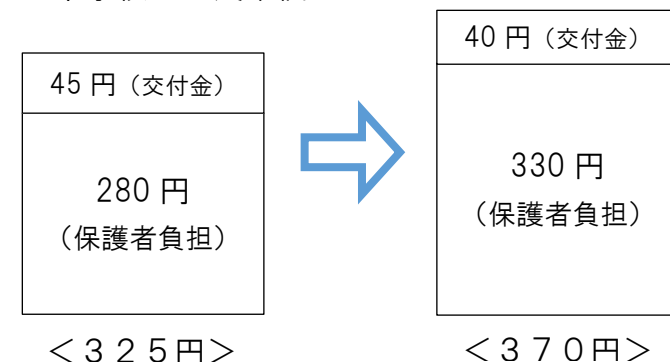
2) 令和 7 年度に実施する学校給食に関する特例措置

学校給食の提供を受ける児童及び生徒の保護者については、その一部を公費負担とします。

＜小学校・1 食単価＞



＜中学校・1 食単価＞



3 月定例教育委員会 (報 告)

- ① 佐世保市まちづくり促進事業補助金交付要綱の一部改正について . . . P 1～P 3
(社会教育課)

佐世保市まちづくり促進事業補助金交付要綱の一部改正について

1. 補助金の 生涯学習活動の基盤となる町内組織の活性化、各地域の
目 的 特性を活かしたまちづくり活動の推進
2. 補助対象 生涯学習の一環として行うまちづくり事業
例: 町内夏祭り、三世代交流事業、レクレーション大会 など

3. 補助金額（年度あたり）

町内世帯数（4/1 時点）	補助金額
99世帯以下	15,000 円
600世帯未満	20,000 円
1000世帯未満	25,000 円
1000世帯～	30,000 円

【見直しの理由】

申請書類や交付の方法を見直して事務の一部を簡略化するとともに、予算の運用について具体的な取り扱いを明記することで、事務が円滑に進むよう整理し、地域住民が本制度を活用しやすくなるよう、見直しをするもの。

【主な改正点】

- 請書が提出不要に→申請時の事務負担の一部軽減
- 「前払い限定」が「前払い・完了払い」で選択可→返戻時の事務負担の一部軽減
- 現在、上位規則である市補助金等交付要綱に基づき予算の範囲内で交付しているため、本要綱にも明記→具体的な取扱を記載することで予算実行事務の円滑化を図る

【周知方法】

- 3/18（火）コミュニティセンター長研修会で説明。
- 3/21（金）3月定例支所長会で説明。
- 3/25（火）社会教育委員の会で説明。
- 3/27（木）3月定例教育委員会で説明。
- 4月初旬に各町内会長へ文書（改正点説明&申請案内）を送付

町内会代表者 各位

令和7年度 佐世保市 まちづくり促進事業補助金

募集

申請期限
令和7年6月30日
(月) 締め切り

各町内会代表者におかれては、制度の趣旨をご理解のうえ、下記にしたがって手続きをお願いします。

1・目的 生涯学習活動の基盤となる町内組織の活性化、各地域の特性を活かしたまちづくり活動の推進

2・補助対象 生涯学習の一環として行うまちづくり事業
例 町内夏祭り、三世代交流事業、レクレーション大会 など

●対象とならない事業

- ×他の市補助金と重複するもの（敬老会、防犯灯設置、市道草刈り等）
- ×市民大清掃に付随する草刈りのみの活動
- ×公益性が低いと認められるもの（事業効果が特定の個人にとどまる等）
- ×飲食のみの活動（花見など単なる懇親会等）
- ×宗教及び政治活動を目的とするもの
- ×営利のみを目的とするもの
- ×備品購入、施設の維持管理を目的とするもの
- ×他団体への助成金 など

3・補助金額（年度あたり）

町内世帯数（4/1 時点）	補助金額
99世帯以下	15,000 円
600世帯未満	20,000 円
1000世帯未満	25,000 円
1000世帯～	30,000 円

※申請〆切(6月30日)時点で、予算を超える申請があった場合は、予算額と申請総額(採択分)の割合で按分します。

4・提出先・期限 各地区コミュニティーセンター（6月30日まで）
※事業着手が6月末以前の場合は、事前着手届を提出してください。

5・提出書類 **前年からの変更点** ◎「請書」の提出は不要としました。
◎6月以前に事業開始の場合、「事前着手届」を提出ください。
◎補助金は、原則として「完了払」となります。
※ただし、7月以降の事業は「概算払(前払)」も可能です。

申請時

6月30日(月)まで

- ・交付申請書（様式1）
- ・予定事業説明書
- ・請求書（様式4）※
※請求書は「概算払(前払)」の場合のみ

4月～6月末の間に
事業開始する場合は…

着手前まで

★注意★

着手前に、事前着手届（様式2）を提出

完了時

当該年度3月末まで
(事業終了後は早め
に提出願います)

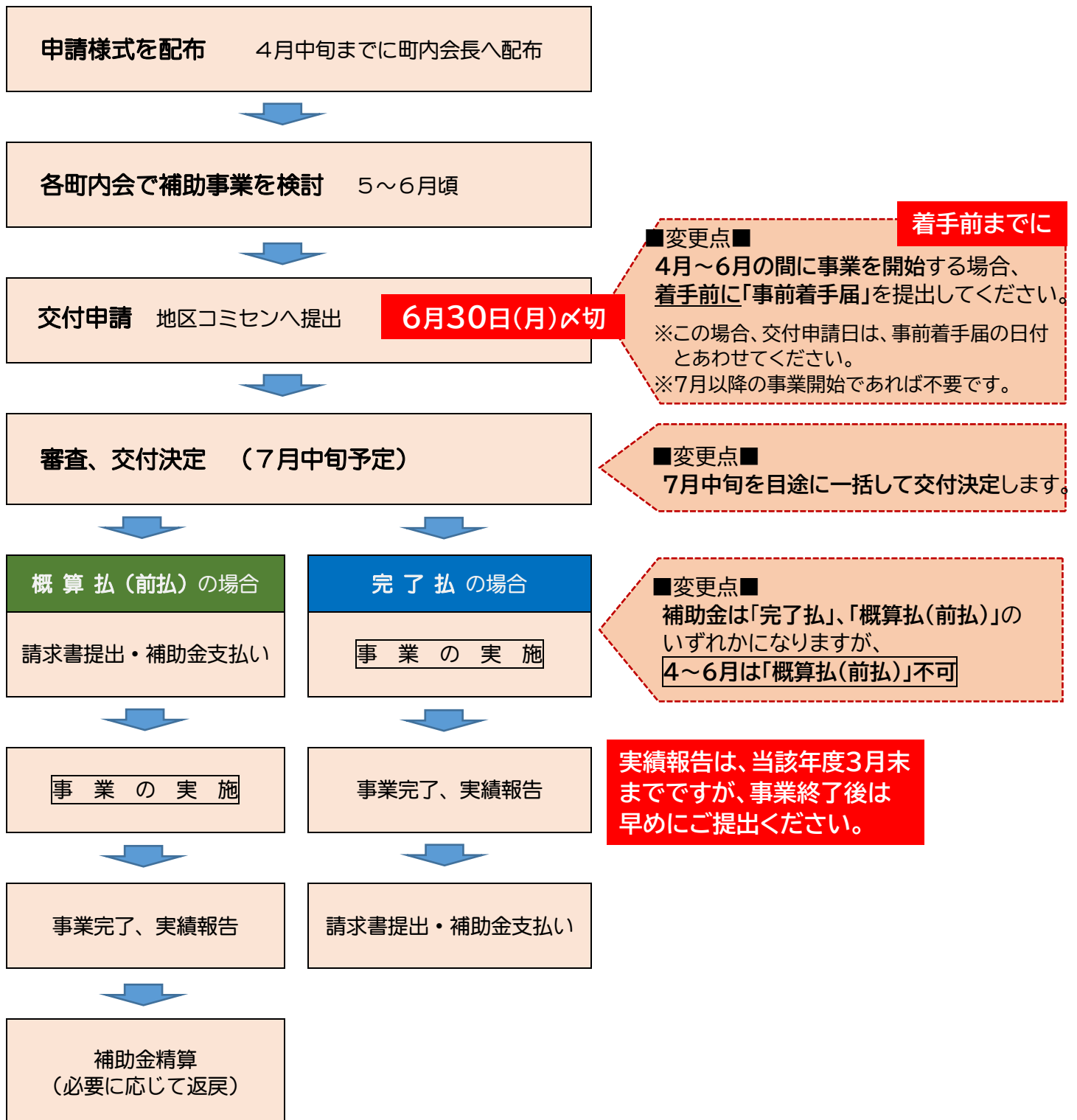
- ・実績報告書（様式3）
- ・事業実績説明書
- ・事業の様子がわかる写真、チラシ等
- ・請求書（様式4）※
※請求書は「完了払」の場合

※請求書(様式4)作成上の注意事項

- ※一元化登録済口座以外は、預金通帳確認の上、正確に記入をお願いします。
- ※一元化登録済であっても、代表者の変更があった場合は、変更の手続きが必要です。
- ※一元化登録以外の口座を指定する場合で、交付申請者と振込み先の口座名義人が異なる場合のみ、「委任状」が必要となります。

裏面もごらんください

◆補助金手続きの概要



担当 教育委員会 社会教育課
船本・迎・阿部
TEL: 0956-24-1111(内 3121)
FAX: 0956-37-6137